

令和3年2月7日

令和3年1月21日から令和3年2月14日まで
南相馬市民文化会館の利用制限について（期間延長）

南相馬市の要請により、利用制限等の期間を延長することとなりましたので、お知らせします。

福島県で発出している緊急対策期間における不要不急の外出自粛の期間が2月14日（日曜日）まで延長されたことを受けて、南相馬市では当会館の利用制限等の期間について、2月14日（日曜日）まで延長する方針が決定されました。

利用者の皆さまにはご不便をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。

- 1 期 間：令和3年1月21日（木）から令和3年2月14日（日）
- 2 対象施設：大ホール、多目的ホール、ギャラリー、練習室1～5、スタジオ
- 3 利用制限等
 - （1）午後8時以降の施設利用の新規予約については、受付を中止します。
 - （2）既に予約されている午後8時以降の利用者については、利用の中止又は利用時間の短縮を要請させていただきます。
 - （3）不要不急の外出自粛が要請されている状況を踏まえ、20時以前の時間帯の利用についても、新規予約を含め、利用者の皆さまに対し、利用の必要性を再度ご検討いただくよう要請させていただきます。
 - （4）期間内の利用において、新型コロナウイルスの感染拡大防止を理由として、利用を中止または時間短縮する場合については、該当する利用料金を全て返還いたします。
 - （5）施設を利用する際は、施設利用ガイドラインの遵守の徹底をお願いいたします。

詳しくは、南相馬市民文化会館へお問い合わせください。

南相馬市民文化会館 ゆめはっと